

令和6年度若年者消費者トラブル広報事業業務

企画提案審査要領

令和6年2月
岩手県

この企画提案審査要領（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度若年者消費者トラブル広報事業業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査期間

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選定委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、下記に定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目	審査観点	配点	
企画内容の的確性	・本業務の趣旨・目的等、県の意図を正確に理解しており、企画提案の内容が的確であるとともに、若年者への興味・関心を喚起するようなデザインとなっているか。 ・実施方法やスケジュールなどが具体的かつ現実的な提案となっているか。	15	25
	・予算の範囲内で、効率的、効果的な内容となっているか。	10	
企画提案力	・まてふおんの認知度を高めるための表現の工夫がなされているか。	15	55
	・デザインやキャッチコピーが斬新であるか。レイアウト、配色、字体等が見やすいか。	15	
	・発想や内容に優れ、県民の興味を引くような訴求力の高いものとなっているか。	15	
	・必須事項で実施する事業の効果をさらに高めるための独自の提案があり、その内容が優れたものとなっているか。 ・効果的な内容であるか、実現可能性はあるか。	10	
業務遂行能力	・業務能力・提案内容を確実に履行出来る組織体制が整っているか。	10	20
	・積算単価、数量は妥当なものであるか、提案内容の整合性がとれているか。	10	
合計			100

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 選定委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) 選定委員会は、(2)の評点の合計に基づき、委員ごとに、上位3者まで順位点（1位：5点、2位：3点、3位：1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告する。

なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同

数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。

- (4) 参加者が1者のみであった場合でも、選定委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

4 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。
- (2) 受託候補者となった者については、岩手県公式ホームページに掲載して公表する。